

[事案 29-73] 資料提供請求

・平成 29 年 6 月 2 日 不受理決定

<事案の概要>

解約返戻金が途中までは毎年増加しているにもかかわらず、ある期間から下がる理由について納得できないとして、解約返戻金の将来受取額表の資料の提供を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、当裁定審査会は、契約者等の保険契約上の具体的な権利に関する紛争を解決する機関であり、個別資料の開示を保険会社に求める権限を有するものではないことから、申立てを不受理とした。